

臓器移植法改正についての要望書

国会議員各位

臓器移植関連学会協議会

代表世話人 小柳 仁

1997年臓器の移植に関する法律が制定され、多くの患者さんにとって長年待ち望んだ臓器移植の道が開かれました。以来本法律のもとで、善意と崇高な意思に基づいたご提供により、現在までに59人の脳死の方々からの臓器移植が実現し、病魔との絶望的な闘いを強いられてきた患者さんが健康を取り戻しています。各臓器の移植の成績も欧米のそれと比較して遜色のないものであり、わが国の移植医療は多くの方々のご善意とご尽力に支えられて、徐々にではありますが適正かつ円滑に進んで参りました。

しかし脳死判定に従うことと臓器を摘出することについての本人の生前意思の書面による表示および家族の同意を必須としているため脳死者からの臓器の提供はきわめて限られたものとならざるをえず、10年間でわずか59例と先進国の中ではきわだって少ないのが実状です。そのため臓器移植を待ち望みつつ多くの患者さんが亡くなっています。

15歳未満の場合は臓器の提供が不可能であるため、心臓移植によってしか救命しえない末期重症心不全患児はわが国では移植を受けることができません。このため、やむなく移植を求めて海外に渡航する患者さんも少なくなく、当該国内で移植を待つ人との間に摩擦と軋轢を生む結果となり、国際的な問題に発展しかねないという懸念も指摘されています。

24学会および1団体からなる臓器移植関連各学会は、本人の拒否の意思表示がない場合は、遺族の書面による承諾で死体（脳死体を含む）からの臓器提供を行いうる（年齢制限なし）という趣旨の法改正を強く要望するものであります。

WHOは「本人の意思が不明の場合は遺族の承諾によって臓器提供が可能という趣旨のGuiding Principleを勧告しており、いまやこの趣旨は世界のGlobal Standardとなっています。事実、欧米諸国、アジア諸国も含めて、本人の意思が不明の場合は遺族の承諾で提供できるのが一般的であります。

平成18年11月に実施された内閣府の世論調査においても、本人の意思表示がない場合の脳死での提供については、家族の判断に委ねる(48.1%)、拒否していなければ認めてよい(9.4%)という意見を合わせ、過半数を超えています(57.5%)。

法律付則第2条には、この法律の施行後3年を目途として検討が加えられ、必要な措置が講じられるべきものとするが、法施行後10年が過ぎようとしています。

重ねて、本人が臓器提供の拒否の意思を表示していない場合は、年齢にかかわらず、遺族の書面の承諾により死体（脳死体を含む）からの臓器提供が可能となるよう、早急に法を改正していただくよう要望いたします。

平成19年9月

臓器移植関連学会協議会

日本医師会

日本小児外科学会

日本移植学会

日本小児循環器学会

日本肝臓学会

日本小児腎不全学会

日本救急医学会

日本心臓血管外科学会

日本胸部外科学会

日本腎臓学会

日本外科学会

日本生命倫理学会

日本呼吸器学会

日本組織移植学会

日本呼吸器外科学会

日本透析医学会

日本集中治療医学会

日本糖尿病学会

日本循環器学会

日本脳神経外科学会

日本消化器病学会

日本泌尿器科学会

日本小児栄養消化器肝臓学会

日本麻酔科学会

日本小児肝臓研究会